

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	訪問看護ステーション実習研修委託について
----	----------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（その他の委託）

（担当部課：健康部健康推進課健康企画係）

事業の概要

事業名	訪問看護ステーション実習研修
担当課	健康部健康推進課
目的	在宅療養に関わる人材の育成
対象者	区内病院看護師
事業内容	<p>病院職員の在宅療養生活に関する理解を促進するために、区内訪問看護ステーションでの実習研修の実施。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 期間 3日間・ 会場 区内訪問看護ステーション 14ヶ所(別紙のとおり)・ 対象 区内病院(別紙のとおり)に勤務する看護師・ 定員 30名

【研修委託先訪問看護ステーション一覧】

	訪問看護ステーション名	住 所
1	白十字訪問看護ステーション	新宿区市谷砂土原町2-7 ティアコート砂土原204
2	落合訪問看護ステーション	新宿区西落合1-28-13 SR佐野ビル2階
3	神楽坂訪問看護ステーション	新宿区市谷山伏2-2 神楽坂NKビル1階
4	早稲田訪問看護ステーション	新宿区西早稲田3-12-4-102
5	戸山訪問看護ステーション	新宿区大久保2-4-12 ラムダックスビル103
6	西新宿訪問看護ステーションつばさ	新宿区西新宿5-8-10 伊藤外科3F
7	在宅看護研究センター附属訪問看護ステーション	新宿区百人町1-17-10
8	セコム新宿訪問看護ステーション	新宿区四谷2-8 新一ビル 1101
9	聖母訪問看護ステーション	新宿区中落合2-5-1 聖母病院内
10	日生訪問看護ステーション	新宿区若松町10-1 若松ビル1F
11	訪問看護ステーションふるさと	新宿区高田馬場3-1-5 サンパティオ高田馬場519
12	リープ 目白訪問看護ステーション	新宿区下落合3-17-24
13	ハッピー百人町・訪問看護ステーション	新宿区百人町2-6-7 ライズ高踏園3階
14	新宿区立区民健康センター訪問看護ステーション	新宿区新宿7-26-4

【研修対象病院一覧】

	病 院 名	住 所
1	慶応義塾大学病院	新宿区信濃町35
2	東京厚生年金病院	新宿区津久戸町5-1
3	国立国際医療センター戸山病院	新宿区戸山1-21-1
4	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1
5	社会保険中央総合病院	新宿区百人町3-22-1
6	(財)東京都保健医療公社 大久保病院	新宿区歌舞伎町2-44-1
7	(福)聖母会 聖母病院	新宿区中落合2-5-1
8	東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1

件名 訪問看護ステーション実習研修の委託について

保有課(担当課)	健康部健康推進課
登録業務の名称	在宅療養支援事業
委託先	区内訪問看護ステーション (別紙一覧のとおり)
委託に伴い事業者に処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	委託先が受け入れる研修受講者の氏名、勤務先、勤務先電話番号、担当業務
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	在宅療養生活における訪問看護の実習のため
委託の内容	オリエンテーション及び訪問看護実習研修(3日間)
委託の開始時期及び期限	平成21年5月15日 から 以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる場所に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。